



鳥取県公報

平成 25 年 9 月 3 日 (火)
号外第 99 号

毎週火・金曜日発行

目 次

- ◇ 訓 令 鳥取県公印規程の一部を改正する訓令 (15) (政策法務課) 2

訓 令

鳥取県訓令第15号

鳥取県公印規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成25年9月3日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県公印規程の一部を改正する訓令

鳥取県公印規程（昭和26年鳥取県訓令第21号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改 正 後					改 正 前				
別表（第2条関係）					別表（第2条関係）				
公印の種類	ひな形	寸法	管守者	摘要	公印の種類	ひな形	寸法	管守者	摘要
略					略				
12 機関の長印 第1号～第4号	略				12 地方機関の長印 第1号～第4号	略			
第5号	鳥 取 県 何 所（機 関 名）長 印	50ミリメ ートル平方	総合事務所福 福保健局長 東部福祉保健 事務所長	あん摩マッサー ジ指圧師、はり 師、きゅう師等 に係る施術所届 出済証明書に用 いる焼印章	第5号	鳥 取 県 何 所（機 関 名）長 印	50ミリメ ートル平方	総合事務所長 東部福祉保健 事務所長	あん摩マッサー ジ指圧師、はり 師、きゅう師等 に係る施術所届 出済証明書に用 いる焼印章
13 専用機関の長印 第1号	略				12の2 専用地方機 関の長印 第1号	略			
第2号	鳥 取 県 何 所（機 関 名）長 印 何 専 用	15ミリメ ートル平方	機関の長	携帯用手帳、免 許証、納入通知 書その他政策法 務課長が適当と 認めるもの	第2号	鳥 取 県 何 所（機 関 名）長 印 何 専 用	15ミリメ ートル平方	機関の長	携帯用手帳、免 許証、納入通知 書その他政策法 務課長が適当と 認めるもの
					13 地方機関の内部 組織の長印 第1号	鳥取県何（機 関の内部組織 名）長 印	21ミリメ ートル平方	機関の長	
					第2号	名 関 鳥 の 取 内 県 部 何 組 何 印 組 織 機	21ミリメ ートル平方	機関の長	縦書きの文書用
					第3号	鳥取県何（機 関の内部組織 名）長 印	15ミリメ ートル平方	機関の長	携帯用手帳、免 許証、納入通知 書その他政策法 務課長が適当と 認めるもの
14～21 略					14～21 略				

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、平成25年9月3日から施行する。

(経過措置)

2 この訓令の施行の際現に鳥取県公印規程第5条第1項又は第4項の規定による登録を受けている公印については、改正後の鳥取県公印規程の規定にかかわらず、引き続き使用することができる。